

身体拘束等適正化指針

もみの木園(以下、当園という)では身体拘束の廃止に向けた取り組みの一環として「身体拘束等適正化指針」を定めるものとする。

【身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方】

- 1 利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員全員が利用者への身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束等をしない支援の実施に努めることとする。
- 2 「身体拘束等の廃止」が最終目的ではなく、「人としての尊厳」「自立支援」といった観点でとられ、個別支援を重視したサービスの質の向上をめざし、その結果として身体拘束等の廃止に繋げることとする。

【身体拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項】

1 身体拘束適正化委員会の設置

当園では虐待防止及び身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会(虐待防止委員会と一体化)を設置する。

1 設置目的

- ・当園での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き。
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・検討結果の職員への周知、情報共有
- ・身体拘束適正化に関する職員全体への啓発・指導

2 会議の構成員

園長、虐待防止マネジャー(児童発達支援管理責任者)、虐待防止担当(児童発達支援管理責任者)、担任とするが、必要に応じて理学療法士等の職員を参加させたり、その他管理者が任命する。

3 会議の開催

定期(概ね年に2回以上)開催する。

会議は必要に応じて随時開催する。

【身体拘束等の適正化のための職場研修に関する基本方針】

支援に携わるすべての職員に対して、身体拘束等の廃止に向けて、利用者の人権を尊重した支援の励行を勧めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容や知識を普及・啓発することを目的とした研修を実施する。

- 1 定期的な教育・研修(年2回)の実施
- 2 新任者・転入者に対する身体拘束等適正化に関する研修の実施
- 3 その他必要な教育・研修の実施

【当園で発生した身体拘束等の報告方法のための方策に関する基本指針】

- 1 身体拘束を行う場合には、本人及び家族又は後見人と面談にて説明する事を原則とし、同意を得て承諾及び署名を求めること。
- 2 身体拘束を行った場合は、開始又は更新から6ヶ月以内に、身体拘束適正化委員会で報告するとともに、モニタリング及び個別支援計画作成等の際に園長まで報告を行うこと。
- 3 必要に応じて当園第三者委員へ報告を行うこと。

【身体拘束等発生時の対応に関する基本方針】

身体拘束等は行わないことが原則であるが、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たした上で、以下の手続きを取る。

1 カンファレンスの実施

標記3要件を満たしているか、拘束をしない場合のリスクについて検討、確認し、身体拘束の理由、方法、時間及び実施期間等が必要最小限で適正であるかどうか、さらには経過観察の方法等について、身体拘束適正化委員会を中心として、各関係部署の代表職員で協議を行う。

2 利用者本人や家族に対しての説明

緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には家族又は後見人に速やかに連絡して承諾を得る。連絡が取れない場合は、実施後速やかに連絡をし、説明ののち承諾を得る。説明書を作成して取り組み改善の検討会を早急に実施するよう努めていく。

3 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録し5年間保存する。また、身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法については随時検討する。

4 拘束の解除

本人の状況の変化や支援の改善に等により身体拘束が不要となった場合、速やかに身体拘束を解除する。身体拘束の解除に当たっては、廃止の利用、身体拘束に替わる方法及び留意点について、本人及び家族又は後見人等へ説明を行い、臨時の会議で検討する。

【利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針】

本指針は書面として備え置き、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。

【その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針】

当園職員以外の地域の他法人、施設に対しても発信するなどにより、お互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくように努めていく。

【利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針】

この指針をセンターに提示するとともに、ホームページに記載し、利用者、その家族、全職員がいつでも閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。